

第5章

“生きづらさ”に寄り添う 地域づくり編 (再犯防止推進計画)

第1節 基本的な考え方

- 【1】 再犯防止推進計画とは**
- 【2】 基本目標**
- 【3】 体系**

【1】再犯防止推進計画とは

「再犯の防止等の推進に関する法律」第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。また、地域社会とつながることができずに孤立することで、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。

再犯を防止するためには、犯罪や非行をした人が必要な支援につながるとともに、地域で孤立させない息の長い支援を行うことが大切です。

また、児童生徒への非行の未然防止のほか、犯罪が起きにくい地域づくりを進めることが重要です。

日ごろから近所同士の声かけや支え合い、地域での見守り活動などを通して、地域におけるつながりを大切にし、犯罪そのものが起きにくい風土と環境を醸成するとともに、犯罪や非行をした人などが抱える生きづらさ等の課題に対応し、社会復帰支援を促進することで安全・安心な地域を作っていくため「再犯防止推進計画」を策定します。

【2】基本目標

福祉総合計画の基本理念「つながり 支えあい 共に生きるまち 岡垣」及び基本方針を実現するために、次に掲げる2つの基本目標を設定しました。この基本目標を柱として、計画の体系を構築していきます。

基本目標1 必要な支援につながる地域づくり

地域には、様々な人が生活しています。その中には、犯罪や非行をした人など様々な課題や複合的な課題を抱えている人も多く存在しています。

そのような方が再び罪を犯さず、地域社会に溶け込むには、生活するうえで困難を抱えている人を必要な医療・福祉的支援に結び付けることや住居や就労に関する支援を進める必要があります。

また、犯罪や非行をした人が支援を受けやすい環境を整備することや、伝わりやすい情報提供を行っていくことが重要です。

犯罪や非行をしたとしても、必要な支援を受けながら地域での生活を進めることができる体制を構築するために、「必要な支援につながる地域づくり」を推進します。

基本目標2 犯罪を未然に防ぎ再犯を防止する地域づくり

犯罪や非行をした人が地域で安定した生活を続けるためには、地域住民が罪を犯した人たちの更生について理解を深め、地域でともに支えあう意識を持つことが重要です。

また、地域において犯罪や非行をさせないために、児童生徒に非行防止教育を行うことや地域の防犯体制を充実させるなど、社会全体で犯罪や非行を抑止する体制を構築する必要があります。

犯罪や非行をした人が地域社会に溶け込み円滑に社会生活を営むため、また、犯罪や非行をさせない地域を作るために、「犯罪を未然に防ぎ再犯を防止する地域づくり」を推進します。

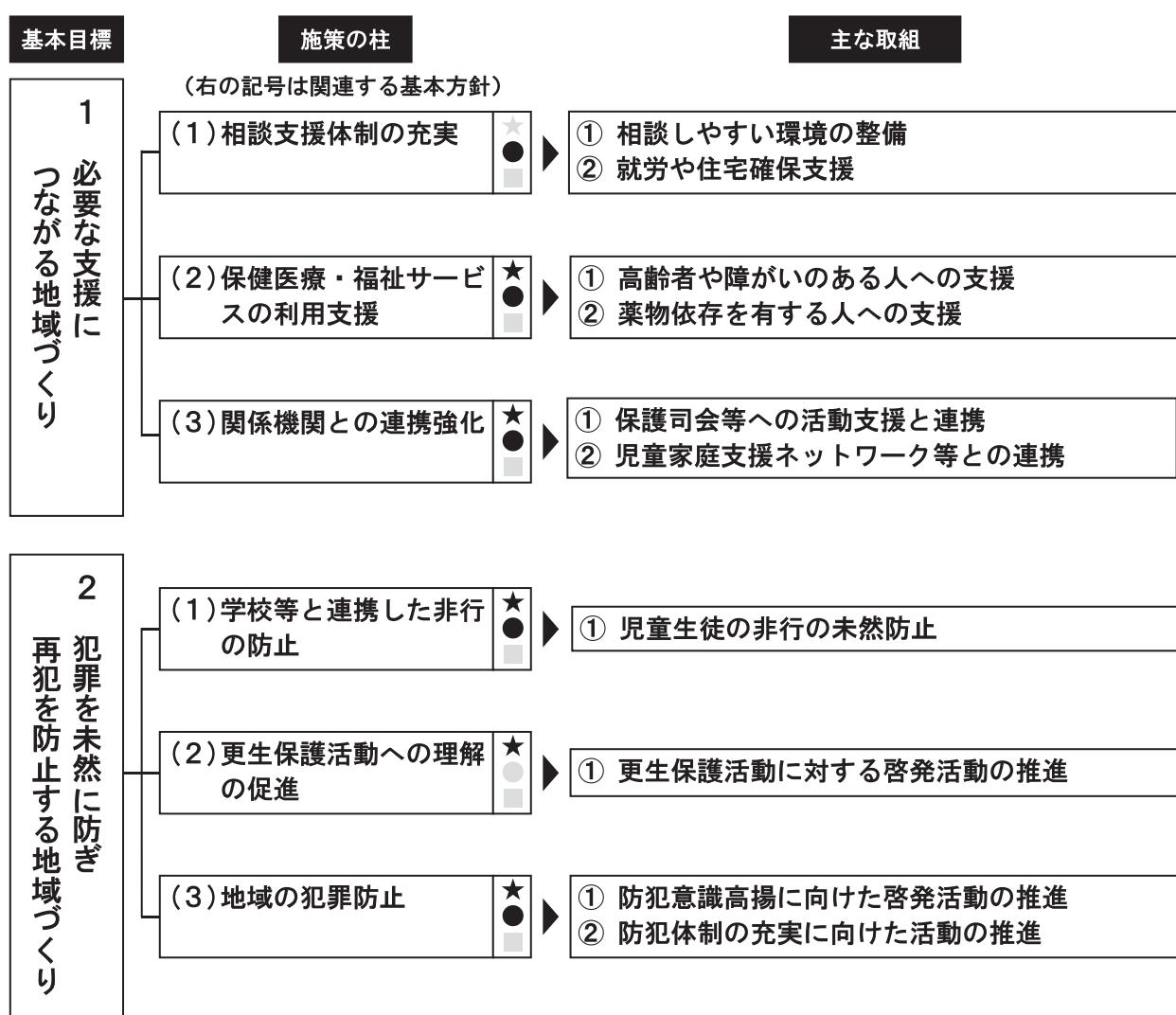
【3】体系

基本理念 つながり 支えあい 共に生きるまち 岡垣

基本方針1 地域で支えあう仕組みづくり (★)

基本方針2 関係機関が連携した支援の推進 (●)

基本方針3 地域活動を担う人材の発掘・育成 (■)



第2節 基本目標ごとの取組

- 【1】 必要な支援につながる地域づくり**
- 【2】 犯罪を未然に防ぎ再犯を防止する地域づくり**

【1】必要な支援につながる地域づくり

(1) 相談支援体制の充実

現状・課題

地域社会では、過去に犯罪や非行をした人も生活しており、その中には、安定した仕事や住居がない人や薬物・アルコール依存のある人、高齢で身寄りがない人、疾病や障がいのある人など、地域社会で生活するうえで、様々な課題や複合的な課題を抱えている人もいます。

しかし、相談先があることを知らなかったり、複合的な課題に対して適切な支援を受けられなかったりすることで、再び罪を犯してしまう場合があります。

このため、必要な人が相談できるような仕組みを作るとともに、関係機関が適切に連携して支援を続けることが重要です。

また、刑事施設を満期で出所した人のうち、帰住先がない人（帰住先が不明の人や暴力団関係者のもとである人等を含む）の割合は42.6%であり、満期釈放された人の多くは極めて不安定な生活環境に置かれています。さらに、令和4（2022）年に刑務所に再び入所した人（再入所者）のうち、男性の71.5%、女性の86.8%が、再犯時の就労状況が無職となっています（令和5年版犯罪白書）。

不安定な生活環境や就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことから、住まいと仕事の確保が大きな課題となっています。

主な取組

①相談しやすい環境の整備

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|------------------|--|
| 必要な人に伝わりやすい情報発信 | ○釈放された人などが必要な支援につながるよう、アクセスしやすい媒体によるわかりやすい情報を発信します。 |
| 「重層的支援体制整備事業」の推進 | ○「重層的支援体制整備事業」を活用することで、関係機関が相互に連携し、課題を抱えた人へ包括的な支援を提供します。 |

②就労や住居確保支援

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|----------------|--|
| 帰住先確保の支援 | ○福岡県自立相談支援事務所（困りごと相談室）と連携し、出所後の住居がない人などが住居を確保できるよう支援します。 |
| 町営住宅の優先的選考 | ○住宅困窮度が著しく高い対象者に対し、町営住宅の優先的選考を行います。 |
| 就職に向けた相談・支援の充実 | ○県やハローワークと連携し、就職に向けた相談・支援の充実に取り組みます。 |
| 協力雇用主の拡大 | ○協力雇用主制度を周知することで、企業側の理解の促進を進め、協力雇用主の拡大を図ります。 |



(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援

現状・課題

令和4年版犯罪白書によると、令和3(2021)年の2年以内再入率（各年の出所受刑者人員のうち、2年目までに再入所した人の人員の比率）は14.1%ですが、65歳以上では19.7%となり、高齢者の2年以内再入率が最も高くなっています。

出所後、医療や福祉の支援を必要とする高齢者や障がいのある人が孤立し、必要な支援につながらないことにより再犯に至るケースがあるため、地域の関係機関・団体が連携しながら、必要な医療・福祉サービスを提供することが大切です。

また、全国の覚せい剤取締法違反による検挙者数は減少傾向で推移しているものの、覚せい剤取締法違反の2年以内再入率は12.8%となっており減少傾向ですが、薬物依存症は本人のみならず、家族や周囲を巻き込み、暮らしに大きな影響を与えます。

周囲の人々が依存症に関する理解を深め、依存症からの回復のサポートができるよう、専門機関の相談支援や情報提供体制の充実に加え、地域全体に向けた薬物依存に関する広報・啓発活動を進めることが重要です。

主な取組

①高齢者や障がいのある人への支援

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|----------------|--|
| 医療・福祉サービスの利用支援 | ○医療・福祉サービスを必要とする高齢者や障がいのある人などが必要な支援につながるよう、保護司や民生委員・児童委員等と連携して支援します。 |

②薬物依存を有する人への支援

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|-------------------|--|
| 薬物依存に対する相談支援体制の充実 | ○薬物支援の治療を行う保健医療機関の情報を周知し、医療機関につなげることで依存症からの早期回復を支援します。 |
| 薬物依存に関する啓発 | ○薬物依存が、治療の必要な精神症状であるという理解が地域に広まるよう、広報・啓発活動に取り組みます。 |

(3) 関係機関等との連携強化

現状・課題

犯罪により刑務所や少年院などに入所した人も、一定の期間が経つと施設を出て地域社会の一員として生活することになります。

社会復帰後、就労や住居、近隣の人との人間関係など様々な課題がある中で、地域に溶け込むためには、地域社会における「息の長い支援」が必要です。

更生保護においては、地域において犯罪や非行をした人の指導・支援に当たる民間ボランティアである保護司が親身になって寄り添い、立ち直りの支援を行っていますが、広範囲に渡る生活課題の解決や支援のためには、関係機関の連携や町民の活動への理解が欠かせません。

また、県内の刑法犯少年検挙補導人員はピークの平成15(2003)年に比べ減少傾向にあり、令和4(2022)年では1,213人となっていますが、全国的にみると、県の検挙補導人員は全国第5位であり、高水準で推移しています。再犯者率についても、全国平均を下回っているものの、令和4年で29.9%と高い水準にあります(令和4年中の少年非行実態)。

少年の非行防止・再犯防止のために、学校や保護者をはじめ、関係機関が相互に連携したうえで、継続的に取組を進めていくことが大切です。

主な取組

①保護司会等への活動支援と連携

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|--------------|--|
| 保護司会への支援 | ○更生保護活動を行う保護司会の活動を支援するとともに効率的な活動を行うための関係機関との連携促進を図ります。 |
| 再犯防止の取組の啓発活動 | ○保護司による再犯防止についての取組を町民に理解してもらうための啓発活動に取り組みます。 |

②児童家庭支援ネットワーク等との連携

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|----------------------|--|
| 児童支援機関等との連携体制の強化 | ○児童家庭支援ネットワークを活用し、保護者や学校のほか、児童相談所、民生委員・児童委員など、児童支援機関や団体との連携を強化することで、非行をした少年などを包括的に支援します。 |
| 「重層的支援体制整備事業」の推進(再掲) | ○「重層的支援体制整備事業」を活用することで、関係機関が相互に連携し、課題を抱えた人へ包括的な支援を提供します。 |



【2】犯罪を未然に防ぎ再犯を防止する地域づくり

(1) 学校等と連携した非行の防止

現状・課題

住民意識調査では、犯罪を未然に防ぎ、また再犯を防止するために必要な取組として、「児童生徒の非行の未然防止」が66.3%で最も多くなっており、非行の未然防止に向けた取組を推進することが求められています。

近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下、児童生徒が自分の居場所を見い出せず孤立しているなど様々な背景があり、家庭や学校、地域社会が連携して社会全体で非行防止のための取組を進める必要があります。

また、近年はスマートフォンの普及などによりインターネットが子どもたちの身近なものになっています。SNSなどのインターネットを利用した詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、青少年保護育成条例違反は年々増加しており、児童生徒がこうした犯罪に巻き込まれないための情報モラル教育の推進が必要です。

また、県内で、令和4（2022）年に覚醒剤取締法で検挙された少年は4人、大麻取締法で検挙された少年は58人となっており（令和4年中の少年非行実態）、児童生徒に対し、大麻・覚醒剤やゲートウェイドラッグ（入門薬物）と言われる煙草、飲酒の危険性に関する啓発を行うことで、非行を抑止することが重要です。

主な取組

①児童生徒の非行の未然防止

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|----------------------|--|
| 児童生徒への規範意識の育成 | ○非行の未然防止や健全育成のため、家庭・学校・地域による連携した規範意識育成の取組を進めます。 |
| スクールカウンセラー等の配置 | ○小中学校にスクールカウンセラー・子ども家庭支援員を配置し、適切な相談支援を行います。 |
| 非行防止についての啓発活動 | ○加害者や被害者にならないため、情報モラル教育を含めた非行防止のための啓発活動に取り組みます。 |
| 薬物乱用、喫煙、飲酒防止教育の一体的推進 | ○児童生徒の薬物乱用、喫煙、飲酒を防止するため家庭・学校・地域と連携を図りながら、一体的な非行防止教育を推進します。 |

(3) 地域の犯罪の抑止

現状・課題

近年、刑法犯認知件数は全国的に減少傾向にありますが、悪質な事件の発生などを背景に安全・安心に対する住民のニーズが高まっており、防犯体制の充実が求められています。第6次総合計画策定時の住民意識調査では、今後、力を入れるべきまちづくりでは、「防災・防犯体制が整った安全なまち」が23.5%となっており、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」の34.2%に次いで2番目に高くなっています。

罪を犯した人が地域社会の一員として生活ができるように啓発活動を行うことで、更生支援を推進するとともに、防犯体制の充実により町民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現していくことが必要です。

主な取組

①防犯意識高揚に向けた啓発活動の推進

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|--------------|--|
| 防犯意識高揚に向けた啓発 | ○町民が犯罪の被害を受けることを防止するため、防犯意識の高揚に向けた啓発活動に取り組みます。 |

②防犯体制の充実に向けた活動の推進

| 具体的な施策・事業 | 内容 |
|------------|--|
| 地域の防犯活動の推進 | ○防犯灯の維持管理に努めるとともに各団体で取り組んでいる防犯パトロール活動を支援します。 |